

著作権法施行令の改正案への意見

社団法人日本映像ソフト協会

[1] ブルーレイディスク機器及び記録媒体の政令指定について

今回の政令案において私的録音録画補償金の対象機器・記録媒体として指定されたブルーレイディスク録画機器及びそれに用いられる記録媒体としてのブルーレイディスクについては、著作権者の複製権を制限して行われる私的使用目的のデジタル録画に通常供される機器であることが明らかですから、私的録音録画補償金が課せられるのは当然のことであると考える。

[2] 地上デジタル放送の著作権保護技術と補償の必要性について

地上デジタル放送には、いわゆる「ダビング10」と称される著作権保護技術が用いられていることから、地上デジタル放送からの録画については補償の必要はないとの見解があります。しかし、以下の理由から「ダビング10」の下での複製も補償の対象とする必要性は否定できません。

1. 「ダビング10」は私的録画の総量を減少する著作権保護技術ではない。

「ダビング10」の複製回数制限は、「善意の利用者が家庭の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げるのはできるだけ避けたほうが良いのではないかという意見」「技術の進展に伴い、映像、音楽を収めたポータブルデバイス、あるいは携帯電話などの登場で、コンテンツを楽しむライフスタイルが変化、多様化しているという現状を認識すべきだという意見」を考慮して決められたとされています(*1)。

そうであるならば、地上デジタル放送の録画の総量が地上アナログ放送の録画の総量より減少するとは考えられません。むしろ、「コンテンツを楽しむライフスタイルの多様化」等によって私的録画の量が増大する可能性が考えられるところです。

アナログ放送からの私的録画において、1つの家庭で1つの番組を10回を超えてダビングする実態があるとは考えがたいところであり、いわゆる「ダビング10」に補償の必要性を消滅させる根拠を見出すことはできません。

当協会は、総務省情報通信審議会の意見募集に対し「ダビング10」に強く反対する旨

の意見を提出いたしました。が、著作権保護技術を理由に補償の必要性を否定するのであれば、暫定措置である「ダビング10」を見直し、権利者の意思によってコピー不可を選択できる技術に改めるべきです。

しかも、「ダビング10」はアナログ出力からの複製回数が無制限になっています。アナログ出力からの複製も著作権法30条の複製権制限の下での複製ですから、デジタル放送からの複製について、代償措置を不要とする根拠とはなりません。

(*1) 情報通信審議会情報通信政策部会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会第19回議事録4頁

2. 著作権保護技術と技術的保護手段との相違

著作権保護技術と技術的保護手段との相違にも注意を払う必要があります。著作権保護技術は実質的に複製を制御する技術とされていますが、その中には無効化して複製することが違法とされる技術的保護手段と無効化して複製することが違法ではないとされている非技術的保護手段とがあります。非技術的保護手段を無効化して複製することは著作権法30条の権利制限の下での複製ですから、その代償措置の必要性を否定できません。

当協会は、実質的に複製を制限する著作権保護技術は、複製を防止又は抑止する手段でもあるので、著作権法上の技術的保護手段と位置付けるべきだと考えておりますが、著作権保護技術が用いられている場合に補償の必要性を否定するためには、その著作権保護技術を無効化する複製を違法とすることが不可欠であると考えます。

[3] 無料デジタル放送の録画の取扱いについて当事者間の合意のないことについて

無料デジタル放送の録画を補償金の対象とどうか関係者間での合意がないことをもって「無料デジタル放送の録画」のための機器を政令指定すべきではないとする見解があります。

しかし、著作権法30条2項は、録画源が無料デジタル放送かそうでないかを区別することなく複製権制限の代償措置を定めています。したがって、関係者間での合意がない以上現行法が予定している補償金制度を実現するための措置を速やかに講じるべきであり、デジタル放送とアナログ放送との間でこのような区別をすべき理由はありません。同じ番組の録画を行いながら、無料デジタル放送から録画する人は補償金の支払を免れ、アナログ放送から録画する人は補償金を課せられるという規定を設けるならば、その合理性を説

明することは困難ではないでしょうか。

また、著作権法 30 条 2 項は、無料デジタル放送からの録画について、明示的に代償措置の必要性を除外していないのですから、これを除外する合意がない以上、失効規定を設けることも不合理です。

以上のとおり、無料デジタル放送からの録画を補償の対象から除外すべきではありません。

[4] レーザー波長とレンズ開口数の記載の必要性について

現在の規格によるレーザー波長やレンズ開口数の記載を求める意見もあるようですが、その意見によれば、レーザー波長を短くしたり、レンズ開口数を大きくしたりして単位面積当たりの記憶容量を大きくする新規格が登場する可能性があることを理由としています。

著作権法 30 条 2 項は、私的録音録画補償金の対象機器・記録媒体の特定を政令に委任しているのであって、録画機器記録媒体の規格策定を政令に委任しているわけではありません。対象機器・記録媒体とされるべきか否かの判断基準は、その機器・記録媒体が通常私的録音録画に用いられるものであるかどうかという点であるのですから、通常私的録音録画に用いられる機器・記録媒体を特定するに足る要素をもって機器・記録媒体を特定すれば足りると考えます。

レーザー波長やレンズ開口数を政令に記載せよとの意見をみると、これらの要素は記憶容量を増減させる要素にすぎず、私的録画に通常用いられる機器かどうかを決する要素ではなさそうです。レーザー波長を短くし又はレンズ開口数を大きくした新規格の録画機器・記録媒体も光ディスクであることに変わりがなく、むしろ記録容量を増加させるのですから、補償の必要性を増大させても減少させるものではありません。

したがって、レーザー波長やレンズ開口数の記載は不要だと考えます。

以上